

(別添1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発 0305 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 B000～B001-3 (略) B001-3-2 ニコチン依存症管理料 (1)～(13) (略) <u>(14) 区分番号「B001-3-2」に掲げるニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の治療補助を目的に薬事承認されたアプリ及びアプリと併用するものとして薬事承認された呼気一酸化炭素濃度測定器を使用し禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合は、初回時に区分番号「C110-2」に掲げる在宅振戦等刺激装置治療指導管理料の「注2」に掲げる導入期加算の所定点数を準用して1回に限り算定する。なお、当該点数は過去1年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が2回以上である保険医療機関で本品を使用した場合にのみ算定できる。ただし、過去1年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りではない。また、呼気一酸</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 B000～B001-3 (略) B001-3-2 ニコチン依存症管理料 (1)～(13) (略) (新設)

化炭素濃度が上昇しないたばこを使用している場合には当該点数は算定できない。

- (15) 区分番号「B001-3-2」に掲げるニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の治療補助を目的に薬事承認されたアプリ及びアプリと併用するものとして薬事承認された呼気一酸化炭素濃度測定器を使用した場合は、初回時に区分番号「C167」に掲げる疼痛等管理用送信器加算の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。なお、当該点数は過去1年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が2回以上である保険医療機関で本品を使用した場合にのみ算定できる。ただし、過去1年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りではない。また、呼気一酸化炭素濃度が上昇しないたばこを使用している場合には当該点数は算定できない。

B001-4～B015 (略)

第2部 (略)

第3部 検査

第1節・第2節 (略)

第3節 生体検査料

D200～D204 (略)

D206 心臓カテーテル法による諸検査

(1)～(5) (略)

- (6) 循環動態解析装置を用いる冠血流予備能測定検査が、関連学会の定める指針に沿って行われた場合、「注4」に掲げる冠動脈血流予備能測定検査加算の所定点数12回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、循環動態解析装置を用いる冠血流予備能測定検査と区分番号「E200-2」血流予備量比コンピューター断層撮影

(新設)

B001-4～B015 (略)

第2部 (略)

第3部 検査

第1節・第2節 (略)

第3節 生体検査料

D200～D204 (略)

D206 心臓カテーテル法による諸検査

(1)～(5) (略)

(新設)

は併せて算定できない。

(7) 循環動態解析装置を用いる冠血流予備能測定検査を実施した場合、冠血流予備能測定検査に係る特定保険医療材料は算定できない。

D 2 0 7～D 3 2 5

第4節～第5節 (略)

第4部～第9部 (略)

第10部 手術

第1節 手術料

第1款～第4款 (略)

第5款 耳鼻咽喉頭

K 2 9 6～K 3 1 1 (略9)

K 3 1 8 鼓膜形成手術

(1)・(2) (略)

(3) 保存的治療が奏功しない難治性耳管開放症の症状改善を目的に耳管用補綴材を耳管内に留置した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。

K 3 1 9～K 3 8 9 (略)

第6款 (略)

第7款 胸部

K 4 7 4－3～K 5 2 6－3 (略)

K 5 2 6－4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法

(1)・(2) (略)

(3) 半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。
ア 本治療は、頭頸部外科について5年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している医師が実施すること。なお、その医師の所定の研修修了を証

(新設)

D 2 0 7～D 3 2 5

第4節～第5節 (略)

第4部～第9部 (略)

第10部 手術

第1節 手術料

第1款～第4款 (略)

第5款 耳鼻咽喉頭

K 2 9 6～K 3 1 1 (略9)

K 3 1 8 鼓膜形成手術

(1)・(2) (略)

(新設)

K 3 1 9～K 3 8 9 (略)

第6款 (略)

第7款 胸部

K 4 7 4－3～K 5 2 6－3 (略)

K 5 2 6－4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法

(1)・(2) (略)

(新設)

する文書の写しを診療報酬明細書に添付すること。

イ 本治療は、次のいずれにも該当する医療機関において実施すること。

① 関連学会により教育研修施設として認定されていること。

② 頭頸部外科について5年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している常勤の医師が1名以上配置されていること。

③ 常勤の麻酔科標榜医が1名以上配置されていること。

④ 緊急手術の体制が整備されていること。

⑤ 当該療養に用いる機器について、適切に保守管理がなされていること。

K 5 2 7～K 5 3 4－4 （略）

第8款～第13款 （略）

第2節 （略）

第3節 手術医療機器等加算

K 9 3 0～K 9 3 8 （略）

K 9 3 9 画像等手術支援加算

（1）～（4） （略）

（5） 区分番号「K 4 3 7」に掲げる下顎骨部分切除術、区分番号「K 4 3 8」に掲げる下顎骨離断術、区分番号K「4 3 9」に掲げる下顎骨悪性腫瘍手術又は区分番号K「4 4 4」に掲げる下顎骨形成術に当たって、手術前に得た画像等により作成された患者適合型単回使用骨手術用器械を使用した場合は、本区分の「3 患者適合型手術支援ガイドによるもの」の所定点数を準用して、一連の手術について1回に限り算定する。なお、この場合にあっては、本区分の「3 患者適合型手術支援ガイドに

K 5 2 7～K 5 3 4－4 （略）

第8款～第13款 （略）

第2節 （略）

第3節 手術医療機器等加算

K 9 3 0～K 9 3 8 （略）

K 9 3 9 画像等手術支援加算

（1）～（4） （略）

（新設）

よるもの」の「注」に定める規定は適用しない。

K 9 3 9－2～K 9 3 9－7

第4節～第5節 （略）

第11部～第13部 （略）

第3章 （略）

別添2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第1章 （略）

第2章 特掲診療料

第1部～第8部 （略）

第9部 手術

第1節・第2節 （略）

第3節 手術医療機器等加算

J 2 0 0－4～J 2 0 0－4－4 （略）

J 2 0 0－5 画像等手術支援加算

（1）～（3） （略）

（4） 区分番号「J 0 4 0」に掲げる下顎骨部分切除術、区

分番号「J 0 4 1」に掲げる下顎骨離断術、区分番号「

J 0 4 2」に掲げる下顎骨悪性腫瘍手術又は区分番号「

J 0 7 5」に掲げる下顎骨形成術に当たって、手術前に

得た画像等により作成された患者適合型単回使用骨手術

用器械を使用した場合は、本区分の「2 実物大臓器立

体モデルによるもの」の所定点数を準用して、一連の手

術について1回に限り算定する。なお、この場合にあっ

ては、本区分の「注2」に定める規定は適用しない。

第4節～第6節 （略）

第10部～第14部 （略）

K 9 3 9－2～K 9 3 9－7

第4節～第5節 （略）

第11部～第13部 （略）

第3章 （略）

別添2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第1章 （略）

第2章 特掲診療料

第1部～第8部 （略）

第9部 手術

第1節・第2節 （略）

第3節 手術医療機器等加算

J 2 0 0－4～J 2 0 0－4－4 （略）

J 2 0 0－5 画像等手術支援加算

（1）～（3） （略）

（新設）

第4節～第6節 （略）

第10部～第14部 （略）

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～024 (略) 025 套管針カテーテル <u>(1) 套管針カテーテルは、24 時間以上体内留置した場合又は半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に算定できる。</u> <u>(2) 半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合には、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。</u> 026～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(11) (略) (12) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム ア (略) イ (略) ウ 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム・<u>動脈内</u>	I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～024 (略) 025 套管針カテーテル 套管針カテーテルは、24 時間以上体内留置した場合に算定できる。 026～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(11) (略) (12) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム ア (略) イ (略) ウ 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステムを使用す

留置型又は脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム・瘤内留置型を使用するに当たっては、日本脳神経外科学会、日本脳卒中学会及び日本脳神経血管内治療学会作成の「頭蓋内動脈ステント（脳動脈瘤治療用 Flow Diverter）適正使用指針」又は「ワイドネック型分岐部動脈瘤用治療機器適正使用指針」を遵守すること。

(13) (略)

135～186 (略)

187 半導体レーザー用プローブ

(1) 半導体レーザー用プローブは、切除不能な局所進行若しくは局所再発の頭頸部癌又は以下のいずれにも該当する局所遺残再発食道癌に対して使用された場合に限り算定できる。

ア 外科的切除又は内視鏡的治療等の根治的治療が不可能であるもの

イ 壁深達度が固有筋層を超えないもの

ウ 長径が3cm 以下かつ周在性が1/2 周以下であるもの

エ 頸部食道に及ばないもの

オ 遠隔転移及びリンパ節転移のいずれも有さないもの

(2) (略)

(3) 半導体レーザー用プローブは、局所遺残再発食道癌に対して使用する場合は原則として1 本を限度として算定するが、追加照射が必要となった場合に限り、更に1 本を限度として追加で算定できる。

ただし、2 本目を算定するに当たっては詳細な内視鏡所見を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

また、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対して使用する場合は一連の治療につき8 本を限度として算定できる。ただし、それ以上の本数の算定が必要な場合に

るに当たっては、日本脳神経外科学会、日本脳卒中学会及び日本脳神経血管内治療学会作成の「頭蓋内動脈ステント（脳動脈瘤治療用 Flow Diverter）適正使用指針」を遵守すること。

(13) (略)

135～186 (略)

187 半導体レーザー用プローブ

(1) 半導体レーザー用プローブは、以下のいずれにも該当する局所遺残再発食道癌に対して使用された場合に限り算定できる。

ア 外科的切除又は内視鏡的治療等の根治的治療が不可能であるもの

イ 壁深達度が固有筋層を超えないもの

ウ 長径が3cm 以下かつ周在性が1/2 周以下であるもの

エ 頸部食道に及ばないもの

オ 遠隔転移及びリンパ節転移のいずれも有さないもの

(2) (略)

(3) 半導体レーザー用プローブは、原則として1 本を限度として算定するが、追加照射が必要となった場合に限り、更に1 本を限度として追加で算定できる。

ただし、2 本目を算定するに当たっては詳細な内視鏡所見を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

は、診療報酬明細書の摘要欄に詳細な理由を記載すること。 189～207 （略） 208 耳管用補綴材 （１） 耳管用補綴材は、保存的治療が奏功しない難治性耳管開放症の症状改善を目的に使用された場合に一側につき１回に限り算定できる。 （２） 耳管用補綴材は、関連学会より認定された医師が使用した場合に限り算定できる。なお、その医師が関連学会より認定された医師であることを証する文書の写しを診療報酬明細書に添付すること。 （３） 耳管用補綴材は、関連学会より認定された保険医療機関で使用した場合に限り算定できる。なお、関連学会より認定された保険医療機関であることを証する文書の写しを診療報酬明細書に添付すること。 4～6 （略） Ⅱ～Ⅳ （略）	189～207 （略） （新設） 4～6 （略） Ⅱ～Ⅳ （略）
--	--

(別添 3 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～024 (略) 025 套管針カテーテル (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「創用ドレーン」、「胸部排液用チューブ」、「ヘパリン使用胸部排液用チューブ」、「ウロキナーゼ使用胸部排液用チューブ」、「排液用チューブ」、「ヘパリン使用排液用チューブ」、「ウロキナーゼ使用排液用チューブ」、「サンプドレーン」、「単回使用マルチルーメンカテーテル」、「創部用ドレナージキット」、「ヘパリン使用創部用ドレナージキット」、「滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル」<u>若しくは「創部用吸引留置カテーテル」</u>、又は類別が「機械器具(31)医療用焼灼器」であって、一般的名称が「<u>単回使用 P D T 半導体レーザ用プローブ</u>」であること。 ② <u>次のいずれかに該当すること。</u> <u>ア</u> 胸腔又は腹腔からの排液又は排気を行うために使用するカ	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～024 (略) 025 套管針カテーテル (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「創用ドレーン」、「胸部排液用チューブ」、「ヘパリン使用胸部排液用チューブ」、「ウロキナーゼ使用胸部排液用チューブ」、「排液用チューブ」、「ヘパリン使用排液用チューブ」、「ウロキナーゼ使用排液用チューブ」、「サンプドレーン」、「単回使用マルチルーメンカテーテル」、「創部用ドレナージキット」、「ヘパリン使用創部用ドレナージキット」、「滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル」又は「創部用吸引留置カテーテル」であること。 ② 胸腔又は腹腔からの排液又は排気を行うために使用するカテーテルであること。

テーテルであること。

イ 切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施する際に、半導体レーザー用プローブを組織内に導入するために用いられるカテーテルであること。

③ (略)

(2)・(3) (略)

026～056 (略)

057 人工股関節用材料

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

人工股関節は、骨盤側材料又は大腿骨側材料に大別し、次に規定する固定方法、使用目的及び構造によりそれぞれ骨盤側材料（11 区分）、大腿骨側材料（9 区分）及び単純人工骨頭（1 区分）の合計 21 区分に区分する。

固定方法の違い直接固定骨との固定力を強化することを目的として次の表面処理が単独又は他の表面処理と併せて行われたものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要がないものをいう。以下同じ。

ア 多孔処理（ビーズコーティング、ファイバーメッシュ、スポンジメタル等）

イ 強粗面処理（チタン溶射、グリッドブラスト等）

ウ 水酸アパタイト系コーティング処理

間接固定骨セメントとの固定力強化若しくは骨セメント強度の劣化防止を目的として次の表面処理等が行われたもの、又は無処理のものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要があるものをいう。以下同じ。

ア 表面マクロ加工（材料表面への溝、段、突起の付与又はマクロテクスチャー等の弱粗面処理）

イ ポリメチルメタクリレートコーティング

③ (略)

(2)・(3) (略)

026～056 (略)

057 人工股関節用材料

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

人工股関節は、骨盤側材料又は大腿骨側材料に大別し、次に規定する固定方法、使用目的及び構造によりそれぞれ骨盤側材料（10 区分）、大腿骨側材料（9 区分）及び単純人工骨頭（1 区分）の合計 20 区分に区分する。

固定方法の違い直接固定骨との固定力を強化することを目的として次の表面処理が単独又は他の表面処理と併せて行われたものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要がないものをいう。以下同じ。

ア 多孔処理（ビーズコーティング、ファイバーメッシュ、スポンジメタル等）

イ 強粗面処理（チタン溶射、グリッドブラスト等）

ウ 水酸アパタイト系コーティング処理

間接固定骨セメントとの固定力強化若しくは骨セメント強度の劣化防止を目的として次の表面処理等が行われたもの、又は無処理のものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要があるものをいう。以下同じ。

ア 表面マクロ加工（材料表面への溝、段、突起の付与又はマクロテクスチャー等の弱粗面処理）

イ ポリメチルメタクリレートコーティング

(3) 機能区分の定義

①～② (略)

③ 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ（直接固定型）・デュアル
モビリティ用

次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

エ 大腿骨側材料の脱臼を防ぐために、⑩と組み合わせて
使用し、臼蓋形成用カップとライナー及びライナーと大
腿骨ステムヘッドの間に、二つの関節摺動面を確保する
ものであること。

④～⑥ (略)

⑦ 骨盤側材料・ライナー・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア・イ (略)

ウ ⑧、⑨及び⑩に該当しないこと。

⑧ 骨盤側材料・ライナー・特殊型

次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

エ ⑨に該当しないこと。

⑨ 骨盤側材料・ライナー・特殊型・表面特殊加工付き

次のいずれにも該当すること。

ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋
形成用カップ（再置換用を含む。）と組み合わせて使用
し、関節摺動面を確保するものであること。

イ 骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。

ウ 表面に2-メタクリロイルオキシエチルホスホリルコ
リンが光化学的にグラフトされていることにより、耐
摩耗性が向上し、摩耗粉が少なくなること、再置換
術に至るリスクの低減が期待されることが薬事承認又

(3) 機能区分の定義

①～② (略)

③ 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ（直接固定型）・デュアル
モビリティ用

次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

エ 大腿骨側材料の脱臼を防ぐために、⑨と組み合わせて
使用し、臼蓋形成用カップとライナー及びライナーと大
腿骨ステムヘッドの間に、二つの関節摺動面を確保する
ものであること。

④～⑥ (略)

⑦ 骨盤側材料・ライナー・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア・イ (略)

ウ ⑧及び⑨に該当しないこと。

⑧ 骨盤側材料・ライナー・特殊型

次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

(新設)

(新設)

は認証事項に明記されていること。

- ⑩ 骨盤側材料・ライナー・デュアルモビリティ対応型
(略)
- ⑪ 骨盤側材料・デュアルモビリティ化ライナー
次のいずれにも該当すること。
ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋
形成用カップ(再置換用を含む。)を⑩と組み合わせて
使用し、内側に⑩との関節摺動面を確保するものであ
ること。
イ (略)
- ⑫ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(直接固定型)・標準型
次のいずれにも該当すること。
ア・イ (略)
ウ ⑬に該当しないこと。
- ⑬ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(直接固定型)・特殊型
(略)
- ⑭ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(間接固定型)
(略)
- ⑮ 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド
(Ⅰ)
次のいずれにも該当すること。
ア (略)
イ ⑯から⑲までに該当しないこと。
- ⑯ 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド
(Ⅱ)
次のいずれにも該当すること。
ア・イ (略)
ウ ⑮及び⑰から⑲までに該当しないこと。
- ⑰ 大腿骨側材料・人工骨頭用・モノポーラカップ

- ⑨ 骨盤側材料・ライナー・デュアルモビリティ対応型
(略)
- ⑩ 骨盤側材料・デュアルモビリティ化ライナー
次のいずれにも該当すること。
ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋
形成用カップ(再置換用を含む。)を⑨と組み合わせて
使用し、内側に⑨との関節摺動面を確保するものであ
ること。
イ (略)
- ⑪ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(直接固定型)・標準型
次のいずれにも該当すること。
ア・イ (略)
ウ ⑫に該当しないこと。
- ⑫ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(直接固定型)・特殊型
(略)
- ⑬ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(間接固定型)
(略)
- ⑭ 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド
(Ⅰ)
次のいずれにも該当すること。
ア (略)
イ ⑮から⑲までに該当しないこと。
- ⑮ 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド
(Ⅱ)
次のいずれにも該当すること。
ア・イ (略)
ウ ⑭及び⑰から⑲までに該当しないこと。
- ⑯ 大腿骨側材料・人工骨頭用・モノポーラカップ

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑮、⑯、⑰及び⑱に該当しないこと。

⑱ 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ (Ⅰ)

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑮から⑰まで及び⑱に該当しないこと。

⑲ 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ (Ⅱ)
(略)

⑳ 大腿骨側材料・大腿骨ネック
(略)

㉑ 単純人工骨頭
(略)

058～086 (略)

087 植込型脳・脊髄電気刺激装置

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、疼痛除去用 (6 区分)、振戦軽減用 (4 区分)
の合計 10 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①～⑨(略)

⑩ 振戦軽減用 (16 極以上用・自動調整機能付き)

次のいずれにも該当すること。

ア パーキンソン病、ジストニア又は本態性振戦に伴う振
戦等の症状の軽減効果を目的として使用するものである
こと。

イ 16 以上の電極に通電し、電位を自由に設定できるこ
と。

ウ リード電極を介して脳内で発生する電位を測定する機

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑭、⑮、⑰及び⑱に該当しないこと。

⑰ 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ (Ⅰ)

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑭から⑯まで及び⑱に該当しないこと。

⑱ 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ (Ⅱ)
(略)

⑲ 大腿骨側材料・大腿骨ネック
(略)

㉑ 単純人工骨頭
(略)

058～086 (略)

087 植込型脳・脊髄電気刺激装置

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、疼痛除去用 (6 区分)、振戦軽減用 (3 区分)
の合計 9 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①～⑨(略)

(新設)

能を有し、測定した電位を基に、刺激強度を自動調整できること。

088～132 (略)

133 血管内手術用カテーテル

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（2区分）、末梢血管用ステントセット（2区分）、P T Aバルーンカテーテル（8区分）、下大静脈留置フィルターセット（2区分）、冠動脈灌流用カテーテル（1区分）、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（4区分）、血管内異物除去用カテーテル（5区分）、血栓除去用カテーテル（9区分）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ（1区分）、循環機能評価用動脈カテーテル（1区分）、静脈弁カッター（3区分）、頸動脈用ステントセット（1区分）、狭窄部貫通用カテーテル（1区分）、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル（1区分）、血管塞栓用プラグ（1区分）、冠動脈カテーテル交換用カテーテル（1区分）、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット（1区分）、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（2区分）及びエキシマレーザー血管形成用カテーテル（1区分）の合計 58 区分に区分する。

(2) ～ (21) (略)

(22) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム

① 定義

次のいずれにも該当すること。

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内塞栓促進用補綴剤」であること。

イ 動脈瘤内への血流を遮断し瘤内の血栓形成を促すと同時に、動脈瘤ネック部に新生内膜形成を誘引して動脈瘤の破裂リ

088～132 (略)

133 血管内手術用カテーテル

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（2区分）、末梢血管用ステントセット（2区分）、P T Aバルーンカテーテル（8区分）、下大静脈留置フィルターセット（2区分）、冠動脈灌流用カテーテル（1区分）、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（4区分）、血管内異物除去用カテーテル（5区分）、血栓除去用カテーテル（9区分）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ（1区分）、循環機能評価用動脈カテーテル（1区分）、静脈弁カッター（3区分）、頸動脈用ステントセット（1区分）、狭窄部貫通用カテーテル（1区分）、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル（1区分）、血管塞栓用プラグ（1区分）、冠動脈カテーテル交換用カテーテル（1区分）、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット（1区分）、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（1区分）及びエキシマレーザー血管形成用カテーテル（1区分）の合計 57 区分に区分する。

(2) ～ (21) (略)

(22) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム

定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内塞栓促進用補綴剤」であること。

② ワイドネック型の頭蓋内動脈瘤（破裂急性期を除く）の親動脈に留置することで、動脈瘤内への血液を遮断し瘤内の血

<u>スクを低減させるフローダイバーターシステム（デリバリーシステムを含む）であること。</u> ② <u>機能区分の考え方</u> <u>使用部位により、動脈内留置型、瘤内留置型の合計２区分に区分する。</u> ③ <u>機能区分の定義</u> ア <u>動脈内留置型</u> <u>ワイドネック型の頭蓋内動脈瘤（破裂急性期を除く）の親動脈に留置するものであること。</u> イ <u>瘤内留置型</u> <u>前方循環系又は後方循環系の分岐部に位置するワイドネック型の頭蓋内動脈瘤内に留置するものであること。</u>	栓形成を促すと同時に、動脈瘤ネック部に新生内膜形成を誘引して動脈瘤の破裂リスクを低減させるフローダイバーターシステム（デリバリーシステムを含む）であること。
134～186 （略） 187 半導体レーザー用プローブ 定義 次のいずれにも該当すること。 （１） （略） （２） <u>化学放射線療法又は放射線療法後の局所遺残再発食道癌に対して光線力学療法を実施する際又は切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施する際に、P D T半導体レーザに接続し、レーザー光を照射対象に照射するために用いられる半導体レーザー用プローブであること。</u>	187 半導体レーザー用プローブ 定義 次のいずれにも該当すること。 （１） （略） （２） <u>化学放射線療法又は放射線療法後の局所遺残再発食道癌に対して光線力学療法を実施する際に、P D T半導体レーザに接続し、レーザー光を照射対象に照射するために用いられる半導体レーザー用プローブであること。</u>
189～207 （略） 208 <u>耳管用補綴材</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> （１） <u>薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「耳管用補綴材」であること。</u> （２） <u>耳管開放症に対し、経外耳道的に耳管内に留置することで、</u>	189～207 （略） （新設）

<u>過度に開放している耳管内腔を狭くするためのシリコーンゴム製の補綴材であること。</u> III～IX （略）	III～IX （略）
--	------------